



『地域主権改革』 のゆくえと 地方自治の課題

10月**24**日(水) 18:30-20:00

開 場・18:00

会 場・慶應義塾大学三田キャンパス 北館ホール

申 込・必要

オンライン登録フォームにてお申込、受付確認のメールをお受取下さい。

<http://www.kilp.law.keio.ac.jp/lecture/>

主 催・慶應義塾大学法学部 法学研究所

内 容・

地域のことは地域に住む住民が責任を持って決められるようにする。民主党が標榜した「地域主権改革」は、いまや総崩れになったマニフェストの中では例外的にある程度の成果をあげている。それらは自治体に対する義務づけの見直しや国庫補助金改革などである。

しかし、これまでの一連の改革の中ではほとんど手つかずの課題も残されている。それは地方議会の機能回復であったり、行政サービスと住民負担とのバランスを回復するための仕組みづくりであったり、住民の政治参画機会の拡充であったりする。

講演では、これまでの「地域主権改革」の取り組みを検証するとともに、これから取り組むべき課題についても明らかにしたい。

■ 略 歴

1951年岡山県生まれ。74年東京大学法学部卒業、自治省に入省。能代税務署長、自治大臣秘書官、自治省国際交流企画官、同省固定資産税課長などを経て、99年鳥取県知事(2期)。07年4月慶應義塾大学教授。10年9月から11年9月まで総務大臣。同月慶應義塾大学に復職し現在に至る。この間、地方制度調査会副会長、中央教育審議会委員、日弁連市民会議議長、行政刷新会議議員などを務める。

主要著書に、『日本を診る』(岩波書店、2010年)、『市民社会と地方自治』(慶応大学出版会、2007年)、『災害復興とそのミッション—復興と憲法』(共著)(クリエイツかもがわ、2007年)、『地域間交流が外交を変える』(共著)(光文社、2003年)などがある。



講演者

かたやまよしひろ

片山善博

慶應義塾大学法学部教授

10月24日講演会
お問い合わせ先

慶應義塾大学法学部 法学研究所
〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45

E-mail : kilp@info.keio.ac.jp

U R L : <http://www.kilp.law.keio.ac.jp/>